

第 1 3 回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成 3 1 年 1 月 2 3 日 (水) 1 3 : 3 0 開会
1 4 : 0 0 閉会

2、場 所 大田市役所 2 階第 2 会議室

3、出席委員 (1 5 名)

1 番 杉本勝徳	3 番 森脇公二郎	4 番 竹下正也
5 番 奥 雅守	6 番 武田廣司	7 番 福田佳代子
8 番 戸嶋総一	9 番 坂根 正	1 0 番 田原洋司
1 1 番 岩谷洋司	1 2 番 戸島長四郎	1 3 番 落合政顕
1 4 番 大谷成志	1 5 番 漆谷幸男	1 7 番 山下 傳

4、欠席委員 (2 名) 2 番 古志泰博 1 6 番 三谷 薫

5、提出議題

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別断面積の設定について
議案第 4 号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
議案第 5 号 大田・仁摩・温泉津農業振興地域整備計画の変更について

6、その他

(1) 事務連絡

- ・大田市農業委員会だより「ええひより」の発行について
- ・研修会 (1/29 : 出雲市、2/14 松江市) について
- ・活動報告書の提出について

(2) 専門委員会について

- ・情報調査研究委員会 (2 階第 2 会議室)

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局 事務局長 渡邊義雄

事務局次長	長谷卓治
係長	白石利伸
主任	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第13回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第13回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、出席委員は15名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、8番戸嶋委員、12番戸島委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第12回総会から本日までの経過報告です。

12月25日(火)、第12回総会を市役所で開催しました。

1月10日(木)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

1月16(水)、運営委員会を市役所で開催しました。

1月23日(水)、本日第13回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

1月29(火)、平成30年度普及活動・試験研究成果発表会が出雲市で開催されます。

1月30(水)、農業者年金加入推進検討会が開催され、田原会長、岩谷委員が出席予定です。

2月12日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席予定です。

2月14日(木)、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会が松江市で開催されます。

2月中旬に、運営委員会を市役所で開催予定としております。

2月19日(火)、市町村農業委員会会長、事務局長研修会が松江市で開催され、田原会長と事務局から私が出席予定です。

2月25日(月)、第14回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

初めに、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、3件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番川合町でございます。

申請地川合19番外3筆、合計12,022㎡は、「吉永上自治会館」の南約140～240mと「神領二自治会館」の西130～230m、国道「375号線」の西側、静間川の東側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番久手町でございます。

申請地波根西1521番1、2,293㎡は、「大田自転車競技場」の東北東400～490m、大原川の東側、市道「鈴見大原線」の北側に位置しております。

譲渡人は、会社勤めで労力もなく耕作できないため、この度当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

番号3番五十猛町でございます。

申請地2425番3、52㎡は、「地頭所嘉庭自治会館」の北約500m、県道「久利五十猛停車場線」の西側に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。隣町に居住しておりますが、申請地の県道を挟んだ東側に経営農地がございます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

3番 この間〇〇さんのところへ行って確認しました。以前から、ここは〇〇さんが耕作をされておりました。認定農業者でもあります。その息子さんが今回土地を購入し、家族一緒に経営されるということで、問題はございません。

会長 続きまして、番号2番、久手町関係、私の担当地区の案件(10番)でございます。こちらの許可を受けようとしている土地ですが、既に〇〇さんが耕作をされている土地でございます。従いまして、耕作していた土地を今回譲り受けるということで、作付けは慣行の稲作栽培ということで、地域との調和要件も問題がなく、異議はございません。

議長 続きまして、番号3番五十猛町お願いします。

9番 三谷委員欠席ということで、代わりに私が報告します。〇〇さん五十猛の嘉庭境の大屋町の方ですが、〇〇さん県外に住んでおられて、〇〇さんが該当地の前で田んぼを作っておられまして、その苗床としてこの土地を使いたいということで、異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

大田町でございます。

申請地大田イ114番1及び2、合計2,364㎡は、「大田中央図書館」の北側、市道「鳴滝大沢線」の西側、市道「雪見山崎線」

の南南東側に隣接しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種及び第二種住居地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は、土木建築請負業・不動産業などを営む株式会社堀工務店であり、宅地建物取引業者免許証を有しております。

この度、当該農地を譲り受け、8区画の宅地造成を行うものであります。本件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告をお願いします。

17番 整理番号1番ですが、中央図書館の北側の従来田んぼだった土地ですが、そこを宅建業者が取得して宅地造成するというので、都市計画法の住居地に指定されておりました、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 現地調査の結果では、異議なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、許可書のほうを交付したいと思います。

議長 続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局より説明をお願いします。

係長 議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定につきまして、今回は1件でございます。

本案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項の適用における空き家付き農地にかかる下限面積について、地番指定を行うものでございます。

番号1番、朝山町関係でございます。

指定を受ける農地は、朝山町朝倉656番、畑、277㎡でございます。

空き家バンク登録された空き家は山谷自治会内にございます。近くには大きな目標物はございませんが、朝山まちづくりセンターの北西、約1.6kmの所に位置しており、海岸線に近い所でございます。

「富山入口」の交差点信号機から、南南西に向かい「県道池田久手停車場線」に入り約150m、そこから北北西に向かい「市道島津屋線」に入り約900m、さらに北西に向かい「市道山谷港線」に入り、約900mの所に空き家がごさいます。

申請農地は、空き家からさらに北に向かいJRの保線道路に入り、約120mの所に位置しております。

申請者は、相続により当該空き家、申請地ほかを取得しましたが、県外に居住しているため、平成30年8月6日に空き家バンクに登録されました。その住宅と一体的に処分できるように地番指定を受けるものでございます。

農地の状況につきましては、担当農業委員と同行し現地確認を行いました。長年耕作されておらず、雑草等が繁茂している状況でしたので、1号遊休農地という判断をいたしております。また、周辺農地に支障を生じないことも確認いたしております。

この地番指定についてご承認いただきますと、決裁処理を行い、本日付けをもって告示する予定でございます。

以上でございます。

議 長 それでは、担当委員さんの現地確認の報告をお願いします。
11番 道路付きで条件的にはよろしいのではないかなと思います。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果では問題ないということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、本日付けで地番指定の告示をすることとします。
以上で農地法関連の議案を終わります。

議 長 続いて、議案第4号に移ります。議案第4号農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。

三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

始めに、平成31年2月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

川合町、田2,652㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。

富山町、田4,360㎡、筆数6、設定する者1名、設定を受ける者1名。

朝山町、田5,057㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田4,363㎡、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者2名。

長久町、田10,878㎡、筆数10、設定する者4名、設定を受ける者2名。

大屋町、田1,082㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久利町、田9,803㎡、筆数6、設定する者2名、設定を受ける者2名。

温泉津町、田3,816㎡、畑3,441㎡、筆数7、設定する者2名、設定を受ける者4名。

合計、田42,011㎡、畑3,441㎡、筆数41、設定する者14名、設定を受ける者14名。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

富山町、田4,706㎡、筆数5、設定する者1名、設定を受ける者1名。

大代町、田4,391㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名、合計田9,097㎡筆数8、設定する者2、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

続きまして、所有権移転についてご説明いたします。

ピンク色の表紙を捲っていただき、1ページ目の集計表に基づいてご説明申し上げます。

久手町田1,767㎡、筆数1、所有権を移転する者1名、所有権移転を受ける者1名

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

こちらに委員さんに関する案件がございます。そちらの方から進めたいと思います。

それでは、朝山町の1番、2番、3番について、岩谷委員に

関係しておりますので、岩谷委員は退出をお願いします。

(11番委員退出)

議長 それでは、朝山町の1番、2番、3番について、担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

4番 朝山町の朝山町の1番、2番、3番について、再設定でございますので、それに本人も真面目に農業をやっておられますので、異議はございません。

議長 担当委員さんの方から、調査結果の報告は異議なしということですか。皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしということで承認とさせていただきます。

(11番委員入室)

岩谷委員にご報告いたします。朝山町の案件1番、2番、3番について、異議なしということで承認されました。

議長 それでは、最初の川合町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

川合町をお願いします。

3番 ○○○○さん、○○○○さん親子でございます。お母さんから息子さんへということで、再設定でございますので、問題ございません。米はおそらく2年位前から作っておられたようで、イノシシの柵が張っておられまして、ちょっと荒れておりましたが問題ございません。

議長 続いて富山町をお願いします。

4番 富山町の1から6まで、この○○○○さん、再設定でございますので、異議はございません。

議長 続いて久手町私の案件です。

(10番) 私の担当地区ですが、1番から4番まで全て再設定でございます。引き続き耕作されるということで、異議はございません。

議長 続いて長久町をお願いします。

9番 ○○さん、○さん、熱心な方で、再設定でありますので、異議はございません。

議長 続いて大屋町をお願いします。

1番 設定を受ける○さんは、設定する○○さんと隣の家でございます。設定される田んぼについては、○さんの近隣にあります。○さんも農業を営んでおられますので、異議はござ

いません。

議 長 続いて久利町お願いします。

1 番 久利町1から6番まで、いずれも再設定でございますので異議はございません。

議 長 続いて温泉津町の井田と福田お願いします。

1 3 番 新規の〇〇さん1件はありますが、他は再設定でございます。

〇〇さんにしても、〇〇さんにしても貴重な担い手でございます。異議はございません。

議 長 全ての委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。

こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

富山町お願いします。

4 番 1番から5番まで〇〇〇〇〇〇〇〇〇が利用権設定を中間管理機構に今年から委ねるということで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作しますし、異議はございません。

議 長 続きまして大代町お願いします。

6 番 これは、土地の持ち主の方が〇〇さんという方なんですけど、出雲市の方にお住まいで、この土地を一昨年亡くなりました84歳位の方が耕作しておられましたけど、亡くなりまして、昨年どうしようかと考えたんですけど、中山間地特別支払制度にも加入されておられますし、放置する訳にもいきませんので、私たちの地域の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という営農組合があるんですけど、そこが耕作することになりまして、個人約束でやっとなんですけど、今回正式に中間管理機構の方に出して、〇〇〇〇〇〇〇が耕作することになりました。異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。

続きまして、ピンク色の表紙所有権移転に入ります。

こちらの方久手町でございまして、私の担当地区でございます。この農地ですが、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作をしておられまして、今回所有権の移転ということで、島根農業振興公社を介して所有権の移転がなされるということでございます。従いまして続いて耕作される方も決まっておられまして異議はございません。

所有権移転について、異議なしということですが、何か皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

(異議なしの声多数)

それではこちらの方も承認とさせていただきます。

続いて議案第5号に移ります。

大田・仁摩・温泉津地区農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課の説明をお願いします。

三島主任 失礼致します。本日ご審議いただきます、「大田・仁摩・温泉津農業振興地域整備計画の変更について」(案)平成30年11月申請分に係る変更についてご説明致します。

大田市の農業振興地域整備計画のなかで、農業振興を図る地域として、「農用地区域」を設定しており、この農用地区域内の農地を転用等する場合は、「農業振興地域整備計画の変更」が必要になり、この変更についてご審議いただくものです。

それでは、青色の表紙をめくっていただき、1ページ目、大田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。2ページ目、1. 農用地区域から除外する土地として、一般住宅建築用地2件、8.36a、その他携帯電話用無線基地局1件、0.08a、合計3件8.44aの除外申出が出ております。

5ページ目には、除外する土地の、地番や面積、除外の理由等記載しております。

農用地から除外するに当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項にあります除外の5要件すべてを満たす必要があります、6ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。

続きまして、10ページ目からの、仁摩農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。11ページ目、1. 農用地区域から除外する土地として、その他(墓地及び進入路)1

件0.26aの除外申出が出ております。

14ページ目には、除外する土地の、地番や面積、除外の理由等を記載しております。

15ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。

続きまして、17ページ目からの、温泉津農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。18ページ目1.農用地区域から除外する土地として、その他（携帯電話無線基地局）1件0.12aの除外申出が出ております。

21ページ目には、除外する土地の、地番や面積、除外の理由等を記載しております。

22ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、それぞれ担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。まず始めに、川合町をお願いします。

3番 これにつきましては、初めは自分の家の近くで土地を探しておられましたが、かなり段差があるということと、用水路があり、かなり埋め立てが必要であろうということで、家を建てるには条件が不利だということで、375号線沿いに土地がありましたので、そこを使うということでございます。昔は田んぼだったんですが、15年位畑だった土地です。そこを使いたいということで、農地の要件としましても障害があるということではございませんので、問題ないと思います。

議長 続いて、久利町をお願いします。

1番 先日現地を確認しました。色々と土地を探しておられましたが、なかなか条件の良いところがないということで、ここを決められたようでございます。既に現地には住宅も建ってまして、基盤整備をした土地の端の方でもありまして、この度の除外はやむを得ないと考えております。

議長 続いて、祖式町をお願いします。

8番 これは祖式町の携帯電話の無線基地ということで、結構高いところなんですけども、電波状況からしてこの所が一番良いところということで、昨日石原推進委員さんとお話をしましたが、異議ないということでございますので報告いたします。

議長 それでは続いて、仁摩町の担当の報告をお願いします。

5番 先日、現地確認〇〇さんとお会いして話を聞きました。現在の墓は、山道を登ったところにあり、高齢であり、管理が

なかなか難しいということで、今回自宅に近い申請地に新たに墓を移設し、進入路を設けるものです。除外要件も満たしており、異議はございません。

議 長 続きます、温泉津町の調査結果の報告をお願いします。
1 2 番 これについては、農用地の集団化等問題ないと思います。
異議はございません。

議 長 それぞれ、担当地区の委員さん異議なしということでしたけども、皆さん方の方で、ご意見、ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)

7 番 久利町の行恒の関係です。説明では既に家が建っているということでしたが、こういう申請がこの会議で出されている訳ですが、先に家を建てて、その後にこういう風に申請が出ても良いということなんですか。

1 番 言葉が足りなかったようです。隣地に住宅が建っているという意味です。その隣の土地の除外申請です。

8 番 事前着工ではないんですね。

1 番 違います。

議 長 他にございますか。無いようでしたら、承認しいうことでよろしいですか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、承認とさせていただきます。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成31年1月23日

会 長 _____

(議事録署名委員)

8 番 _____

1 2 番 _____